

平成24年度予算概算決定の概要

生産局畜産部

平成24年3月

農林水産省

～目次～

【畜産企画課】	
○畜産・酪農経営安定対策	1
○酪農環境負荷軽減支援事業	5
○多様な畜産経営の推進と競争力強化 強い農業づくり交付金 農畜産業機械等リース支援事業のうち畜産新規就農支援型 多様な畜産・酪農推進事業のうち畜産経営活性化サポート	6
○家畜排せつ物の利活用による産地収益力の向上 地域活性化総合対策事業のうち産地収益力向上支援事業 (地域バイオマス支援地区)	8
○環境と調和した畜産経営の確立 強い農業づくり交付金	9
【畜産振興課】	
○飼料自給率向上関連事業の概要	10
○飼料増産総合対策事業	13
○飼料穀物備蓄対策事業	17
○多様な畜産・酪農推進事業	18
○東日本大震災からの復旧・復興対策	21
【牛乳乳製品課】	
○酪農経営安定対策事業	22
○学校給食用牛乳等供給推進事業	25
【食肉鶏卵課】	
○鶏卵生産者経営安定対策事業	26
○食肉等の流通合理化に向けた取組への支援 産地活性化総合対策事業のうち産地収益力向上支援事業 (食肉等流通合理化地区) 強い農業づくり交付金	28

畜産・酪農経営安定対策

【[所要額] 174,089(167,024) 百万円】

対策のポイント

畜種ごとの特性に応じて、畜産・酪農経営の安定を支援することにより、意欲あるすべての生産者が将来にわたって経営を継続し、その発展に取り組むことができる環境を整備します。

<背景/課題>

- ・酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育、養豚及び採卵養鶏の各経営安定対策については、平成22年度から23年度に、畜種ごとの特性に応じた見直しや新たな支援の導入を行いました。
- ・これらの対策については、引き続き安定的に実施することが必要です。

政策目標

- 生乳の生産量：795万t（平成20年度）→800万t（平成32年度）
 - 牛肉の生産量：52万t（平成20年度）→52万t（平成32年度）
 - 豚肉の生産量：126万t（平成20年度）→126万t（平成32年度）
 - 鶏卵の生産量：255万t（平成20年度）→245万t（平成32年度）
- ※新たな食料・農業・農村基本計画において、需要に応じた生産数量目標を設定

<主な内容>

1. 酪農経営安定のための支援

加工原料乳及びチーズ向け生乳を対象に助成金等を交付するとともに、取引価格が低落した場合の補填を行います。

家畜排せつ物の適正還元に必要な飼料作付面積を確保する酪農経営が、環境負荷軽減効果の高い取組を実践する場合に奨励金を交付します。

加工原料乳生産者補給金	[所要額] 22,353(22,135) 百万円
チーズ向け生乳供給安定対策事業*	8,767(8,768) 百万円
* 生乳の需給状況に応じて、生乳生産者団体が自ら需給安定を図るために乳製品の製造を行う場合の支援を、チーズ対策のメニューとして追加。	
加工原料乳等生産者経営安定対策事業〔基金規模〕	6,000(6,000) 百万円
酪農環境負荷軽減支援事業	6,229(6,347) 百万円
	補助率：定額、3/4以内、1/2以内
事業実施主体：(独) 農畜産業振興機構、指定生乳生産者団体、生乳生産者等	

2. 肉用牛繁殖経営安定のための支援

肉用子牛価格が保証基準価格を下回った場合の生産者補給金に加え、肉専用種の子牛価格が発動基準を下回った場合に、差額の3/4を交付します。

肉用子牛生産者補給金	[所要額] 21,290(23,016) 百万円
肉用牛繁殖経営支援事業	[所要額] 13,312(14,226) 百万円
	補助率：定額、3/4以内
事業実施主体：(独) 農畜産業振興機構、都道府県域を範囲とする民間団体	

3. 肉用牛肥育経営安定のための支援

肥育牛1頭当たりの粗収益（全国平均）が生産費（全国平均）を下回った場合に、差額の8割を補填金として交付します。

〔肉用牛肥育経営安定特別対策事業〔所要額〕 86,942(77,280)百万円
補助率：3/4以内、定額
事業実施主体：(独)農畜産業振興機構、都道府県域を範囲とする民間団体、肥育牛生産者〕

4. 養豚経営安定のための支援

豚枝肉の全国平均価格が、生産コストに相当する保証基準価格を下回った場合に、差額の8割を補填金として交付します。

〔養豚経営安定対策事業〔所要額〕 9,966(10,007)百万円
補助率：1/2以内、定額
事業実施主体：(独)農畜産業振興機構、肉豚生産者〕

5. 採卵養鶏経営安定のための支援

鶏卵の取引価格が補填基準価格を下回った場合に差額の9割以内を補填するとともに、取引価格が通常の季節変動を超えて大幅に低下した場合には、成鶏の更新に当たって長期の空舎期間を設ける取組に対し奨励金を交付します。

〔鶏卵生産者経営安定対策事業 5,189(5,189)百万円
補助率：定額、1/4以内
事業実施主体：民間団体〕

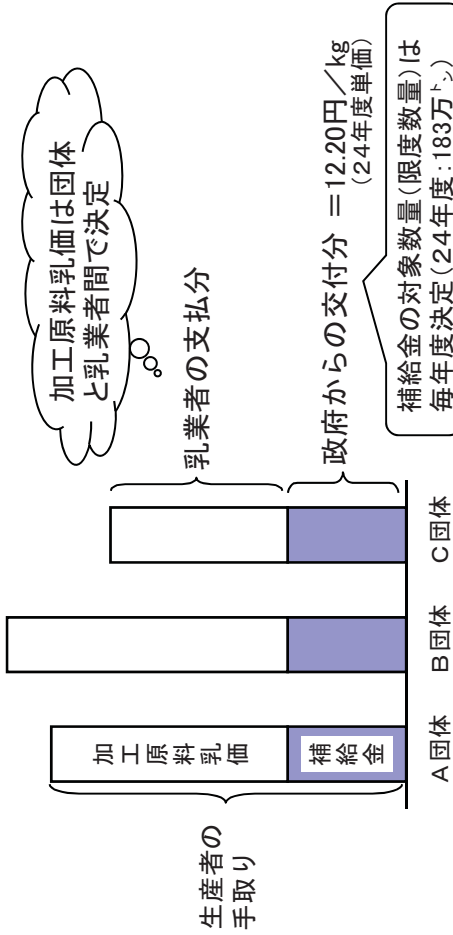
お問い合わせ先：

1の事業 生産局牛乳乳製品課 (03-3502-5987(直))
2、5の事業 生産局食肉鶏卵課 (03-3502-5989(直))
3、4の事業 生産局畜産企画課 (03-3502-5979(直))

24年度の酪農関係経営安定対策について

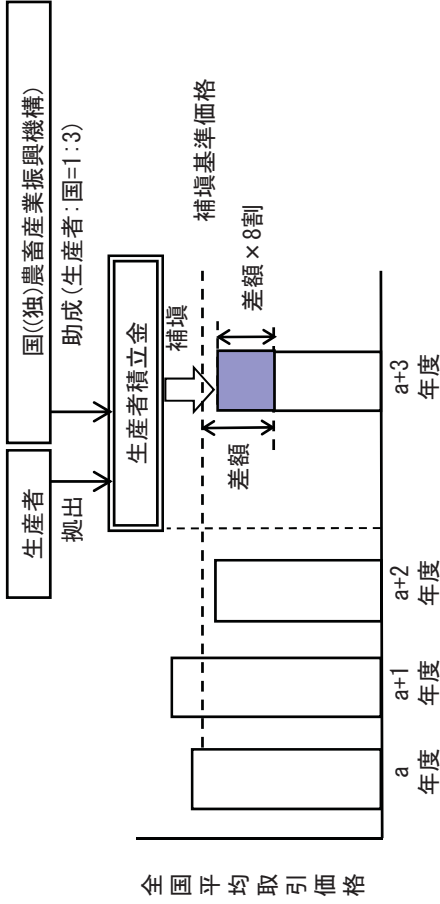
加工原料乳生産者補給金制度 (224億円)

加工原料乳地域(北海道)の生乳の再生産の確保等を図ることを目的に、加工原料乳の生産者に補給金を交付。



加工原料乳等生産者経営安定対策 (基金規模80億円)

加工原料乳価格及びチーズ向け生乳価格が下落した場合の経営への影響緩和を目的に、生産者と国が拠出して造成した積立金から補填。

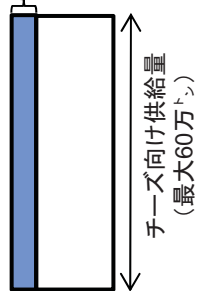


チーズ向け生乳供給安定対策事業 (88億円)

チーズ向け生乳供給安定対策

中長期的な需要創出の観点から、チーズ向け生乳供給量に応じ一律の助成金を交付

助成金(14.6円/kg)

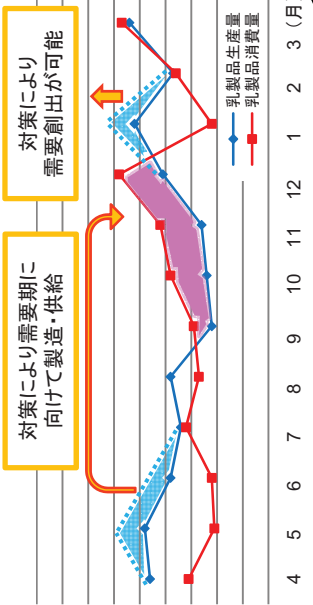


※ チーズ対策に全量(60万ト)使うことも可能

生産者需給調整機能強化対策

年度内の短期の需給の安定と国産乳製品の安定供給に対するユーザーの強い要望にも応えるため、生産者団体自らが乳製品を製造し適時に放出する取組や、不要期の乳製品需要を創出する取組を支援

製造費の1/2を補助 (最大6万ト)



酪農環境負荷軽減支援 (62億円)

家畜排せつ物の適正還元に必要な飼料作付面積を確保する酪農経営が、環境負荷軽減効果の高い取組を実践する場合に奨励金を交付。

- 事業対象: 環境負荷軽減効果の高い取組を15ポイント以上実践した酪農経営

【取組の例】

- 5ポイントの取組
 - ・堆肥の適正還元の実施
 - ・放牧の実施
 - ・景観作物の導入 等

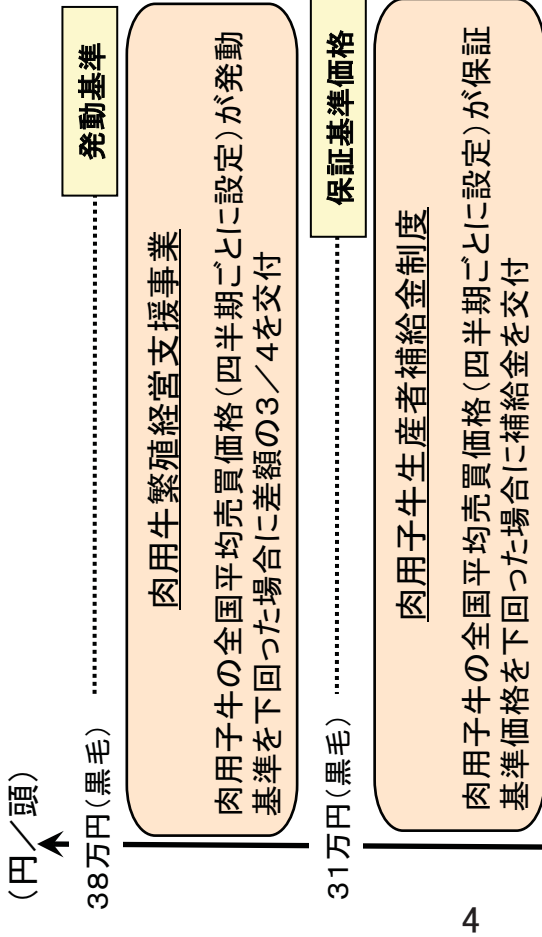
- 10ポイントの取組
 - ・無化学栽培又は無農薬栽培の実施
 - ・リビンゾマルチ、生分解性資材によるマルチの導入 等

- 参加要件: 飼料作付面積が、北海道で40a/頭、都府県で10a/頭以上
- 奨励金交付額: 飼料作付面積1haあたり15千円

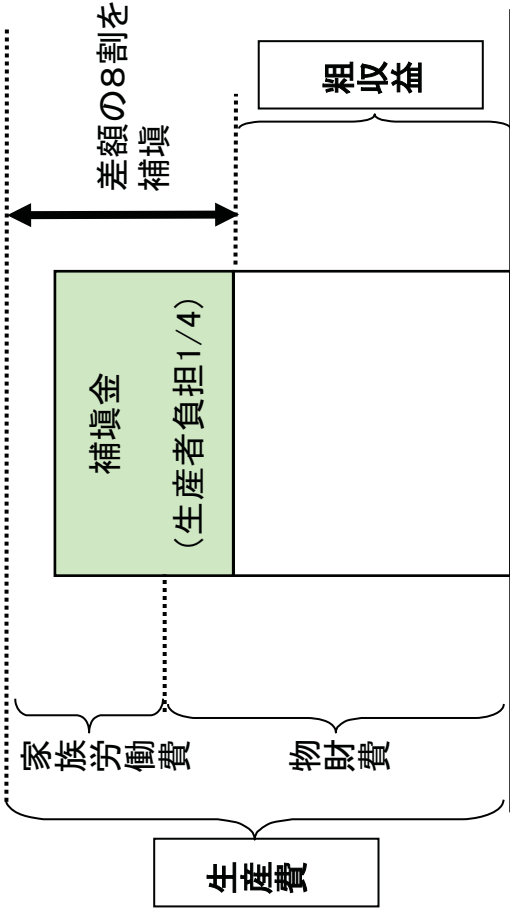
肉用牛、養豚及び採卵鶏の経営安定対策について

肉用牛経営対策

肉用牛繁殖経営対策

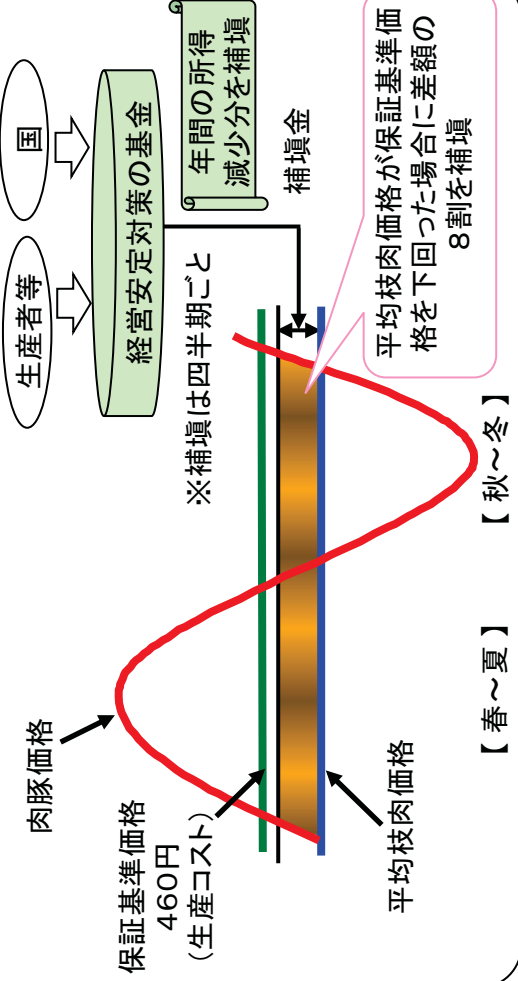


肉用牛肥育経営安定特別対策事業

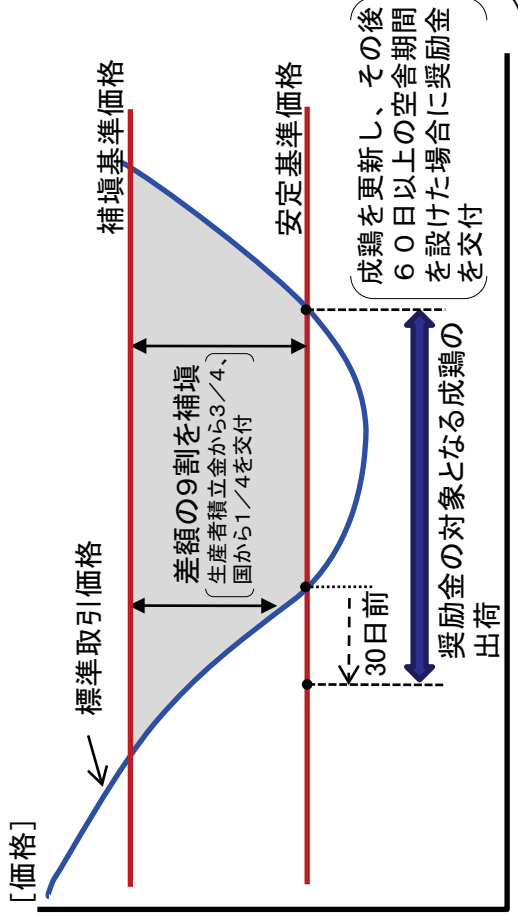


【収益性が極めて悪い場合】

養豚経営安定対策事業



鶏卵生産者経営安定対策事業



環境負荷軽減に取り組む酪農経営の推進

【酪農環境負荷軽減支援事業 6, 229 (6, 347) 百万円】

対策のポイント

家畜排せつ物の適正還元に必要な飼料作物作付面積を確保する酪農経営が、環境負荷軽減効果の高い取組を実践する場合に奨励金を交付します。

<背景/課題>

- ・酪農経営1戸当たりの飼料作物作付面積は24.7ha(平成21年2月1日)
- ・酪農経営1戸当たりの経産牛飼養頭数は増加傾向にあり44.4頭(平成23年2月1日)
- ・環境負荷軽減に配慮した酪農経営へ転換することが課題

政策目標

酪農経営の苦情発生割合の減少

<主な内容>

経産牛1頭当たりの飼料作物作付面積が基準面積(北海道40a/頭、都府県10a/頭)以上の生産者に対し、以下の取組を実践する場合に飼料作物作付面積に応じた奨励金を交付する。

- 以下の取組を15ポイント以上実践した酪農経営に奨励金(15,000円/ha)を交付。
 - ・ 堆肥の適正還元の実施 …… 5ポイント
 - ・ 耕畜連携の取組 …… 5ポイント
 - ・ 緩衝帯の設置 …… 5ポイント
 - ・ 不耕起栽培の実施 …… 5ポイント
 - ・ 景観作物の導入 …… 5ポイント
 - ・ 河川敷等の未利用地の有効利用 …… 5ポイント
 - ・ 放牧の実施 …… 5ポイント
 - ・ デントコーン・ソルガムの作付及びスラリー等の土中施用の実施 …… 5ポイント
 - ・ 家畜排せつ物の強制発酵への転換 …… 5ポイント
 - ・ 無化学肥料栽培又は無農薬栽培の実施 …… 10ポイント
 - ・ リビングマルチ等の導入 …… 10ポイント
 - ・ パーラー排水等の雑排水処理の高度化 …… 10ポイント
 - ・ メタン発酵によるエネルギー利用 …… 10ポイント
 - ・ 冷温ヒートポンプ等の導入 …… 10ポイント
 - ・ 都道府県知事が特に認める取組の実施 …… 5ポイント

〔補助率：定額
事業実施主体：生乳生産者等〕

[お問い合わせ先：生産局畜産部畜産企画課(03-3502-0874(直))]

多様な畜産経営の推進と競争力強化

【強い農業づくり交付金 2,093(3,127)百万円の内数】

【産地再生関連施設緊急整備事業 9,500(0)百万円の内数】

【産地活性化総合対策事業のうち農畜産業機械等リース支援事業

(畜産新規就農支援型) 5,288(12,331)百万円の内数】

【多様な畜産・酪農推進事業のうち畜産経営活性化サポート事業

74(113)百万円】

対策のポイント

- 国民への畜産物の安定供給体制を確保するため、畜産経営の生産性、収益性を向上させる取組を支援。
- 急激な円高による輸入急増や輸出の減少、異常気象による収量、品質の低下等を招いている作目に必要な共同利用施設等の整備を緊急的に支援。
- 我が国の畜産生産基盤の維持及び農村の活性化を図るため、家族経営の維持安定と新規就農等を促進。
- 畜産農家の自己判断による経営の高度化・多様化等を促進する体制を構築。

<背景/課題>

飼料価格の変動、畜産物価格の低迷等厳しい経営環境下において、我が国の畜産生産基盤の維持及び消費者・需要者ニーズを踏まえた国産畜産物の安定供給体制の構築が喫緊の課題。

これらの課題の解決に向けて、①畜産物生産のための共同利用施設等の整備、②新規就農等に必要となる機械等のリース、③畜産農家の自己判断により経営の多角化・多様化等を促進するための体制構築等を支援する。

政策目標

○生乳の生産量：795万t(平成20年度) → 800万t(平成32年度)

○牛肉の生産量：52万t(平成20年度) → 52万t(平成32年度)

○豚肉の生産量：126万t(平成20年度) → 126万t(平成32年度)

○鶏卵の生産量：255万t(平成20年度) → 245万t(平成32年度)

○鶏肉の生産量：138万t(平成20年度) → 138万t(平成32年度)

※新たな食料・農業・農村基本計画において、需要に応じた生産数量目標を設定

<主な内容>

1. 地方の自主性・裁量性を高めた交付金支援

畜産生産基盤育成強化のため、①地域内一貫生産体制の確立、子牛生産部門の協業化や、効率的生産のための外部化・分業化、②地域の核となる協業法人経営体の育成、③畜産経営を円滑に継承するための離農跡地等の条件整備を推進します。

強い農業づくり交付金 2,093(3,127)百万円の内数

交付率：都道府県への交付率は定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)

事業実施主体：農業者団体等

(平成23年度に実施していた本交付金メニューのうち、地域の主体的な判断に委ねることが適当と考えられる共同利用施設の再編整備については、地域自主戦略交付金に移行。)

2. 輸出入の急激な変動及び異常気象の影響に対応した取組を支援

円高の進行により、輸入が急増又は輸出が減少している畜産物、異常気象の影響を受け、収量・品質の低下等を招いている畜産物について、産地の体質強化を図るために必要となる畜産物共同利用施設等の整備に対する助成を行うことにより、産地の農業生産の低コスト化、高品質化、高付加価値化による安定生産等に向けた取組みを支援します。

産地再生関連施設緊急整備事業 9,500(0)百万円の内数
補助率：定額(事業費の1/2以内等)
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者団体等

3. 新規就農者等への機械等のリース支援

施設、機械等の初期投資額が非常に大きな畜産経営において、新規就農に必要な機械等のリース方式による導入支援により畜産への新規就農を促進します。

産地活性化総合対策事業のうち農畜産業機械等リース支援事業
(畜産新規就農支援型) 5,288(12,331)百万円の内数
補助率：定額(リース料のうち物件購入相当の1/2以内)
事業実施主体：民間団体

4. 畜産経営の高度化・多様化の促進の取組を支援

畜産農家の自己判断による経営の高度化・多様化等を促進するため、畜産農家自らが目指す経営を実現するための計画を作成できる体制を構築します。

多様な畜産・酪農推進事業のうち 74(113)百万円
畜産経営活性化サポート事業 補助率：定額
事業実施主体：民間団体

[担当課：生産局畜産部畜産企画課(03-3501-1083(直))]

家畜排せつ物の利活用による産地収益力の向上

【産地活性化総合対策事業のうち産地収益力向上支援事業
(地域バイオマス支援地区) 5, 288 (12, 331) 百万円の内数】

対策のポイント

家畜排せつ物の利活用のための施設整備や産地の取り組みに
対し、支援を行います。

<背景/課題>

- ・平成16年に家畜排せつ物法が本格施行され、一定規模以上の農家については、家畜排せつ物の適正な管理を定めた同法の「管理基準」の遵守を義務付け
- ・平成22年の調査によると、対象農家の99.9%が「管理基準」に適合
- ・今後は家畜排せつ物の有効利用により、産地の活性化が課題

政策目標

家畜排せつ物の利活用による農業の持続的発展

<主な内容>

1. 畜産農家と耕種農家の連携による地域内の家畜排せつ物の利活用に向けた取り組みを支援します。
2. 畜産農家が家畜排せつ物の利活用のための施設を整備する場合に、融資主体型補助を行います。
 - (1) 畜産経営環境調和推進資金を利用して、個人で施設整備する際に、利子助成を実施（貸付当初から5年間、2%を上限とする（500万円を超える融資に限る））
 - (2) 政策的金融支援を利用して、共同利用で施設整備する場合に、融資残補助を実施

産地活性化総合対策事業のうち産地収益力向上支援事業
(地域バイオマス支援地区) 5, 288 (12, 331) 百万円の内数
補助率：1について1/2以内
2(1)について定額
2(2)について施設整備事業費の1/10以内
事業実施主体：農業者団体等

[お問い合わせ先：生産局畜産部畜産企画課（03-3502-0874（直））]

環境と調和した畜産経営の確立

【強い農業づくり交付金 2,093(3,127)百万円の内数】

事業のポイント

環境と調和した畜産経営の確立を推進し、畜産に起因する苦情や環境規制の強化に適切に対処するために必要な施設整備を支援します。

<背景・課題>

- ・ 平成22年12月の調査によると、平成16年11月に本格施行された「家畜排せつ物法」の管理基準に、対象農家の99.9%が適合。
- ・ しかしながら、畜産に起因する苦情発生件数については、悪臭、水質汚濁を中心に横ばい。
- ・ また、水質汚濁防止法に基づく畜産の硝酸態窒素の暫定排水基準は、平成22年に3年間延長されたところであるが、今後に向けては、一層の引き下げ努力が求められるところ。

政策目標

畜産経営の苦情発生割合の減少

<主な内容>

○畜産周辺環境の改善

畜産に起因する排水や悪臭による周辺環境への影響を軽減するために必要な浄化処理施設や脱臭施設等の新設を支援します。

(平成23年度に実施していた本交付金メニューのうち、地域の主体的な判断に委ねることが適当と考えられる浄化処理施設や脱臭施設等の再編整備については、地域自主戦略交付金に移行。)

強い農業づくり交付金 2,093(3,127)百万円の内数
補助率：都道府県への交付率は定額
(事業実施主体へは事業費の1/2以内)
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者団体等

[お問い合わせ先：生産局畜産部畜産企画課(03-3502-0874(直))]

I 飼料自給率の向上

1 飼料自給率向上関連事業の概要

飼料増産総合対策事業

1, 710 (2,334)百万円

農業農村整備事業のうち生産局関係

32, 555 (33,041)百万円の内数

農業者戸別所得補償制度（水田活用の所得補償交付金）

228, 431 (228,431)百万円の内数

産地活性化総合対策事業（自給率向上重点支援事業（飼料生産拠点育成型））

5, 288 (12,331)百万円の内数

強い農業づくり交付金

2, 093 (3,127)百万円の内数

地域自主戦略交付金への拠出額【3, 697百万円】の内数

産地再生関連施設緊急整備事業

9, 500 (0)百万円の内数 など

対策のポイント

国産飼料の一層の生産と利用の着実な拡大による飼料自給率向上を進め、資源循環型で飼料基盤に立脚した力強い畜産経営を確立します。

（飼料の種類）

飼料は、粗飼料と濃厚飼料に分けられます。

- ① 粗飼料・・・乾牧草、サイレージ（牧草、青刈りとうもろこし、飼料用稲などを発酵させたもの）、稲わら等
- ② 濃厚飼料・・・穀類（とうもろこし、こうりゃん、大麦、飼料用米）、糠類（ふすま、米ぬか）、粕類（大豆油粕、ビール粕、豆腐粕）、エコフィード等

牛等の草食性家畜は粗飼料と濃厚飼料を給与しますが、豚や鶏はほとんど濃厚飼料のみを給与します。

濃厚飼料の原料は、その大半が海外からの輸入穀物等で、新興国等の穀物需要の増大や異常気象等により世界的に穀物の価格上昇や供給の不安定等が見られます。このため、国内の飼料生産基盤に立脚した足腰の強い畜産経営の実現に向けて国産飼料の生産の拡大を進めています。

また、食品工場やスーパーで発生するパンくずや売残り弁当等食品残さを家畜の飼料として加工、再利用しています（エコフィード：環境にやさしい家畜飼料です）。

政策目標

飼料自給率の向上

26%（平成20年度） → 38%（平成32年度）

<主な内容>

1. 飼料増産総合対策事業

輸入飼料への依存体質から脱却し飼料基盤に立脚した畜産の実現に向けて、国産飼料の生産・利用を拡大するため、コントラクターの育成、高位生産草地等への転換及び食品残さの飼料利用等を支援します。

- (1) 高品質・高収量の稲発酵粗飼料の生産・利用及び新たに飼料の生産受託を始める飼料生産組織（コントラクター等）の育成を生産面積に応じて支援します。

国産粗飼料増産対策 911 (1, 214) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：農業者、飼料生産組織等

- (2) 草地における大幅な収量増を図るための草地改良及び、その効果を最大限引き出すための優良飼料作物種子の安定供給の取組を支援します。

草地生産性向上対策 600 (760) 百万円
補助率：定額、1/2、1/3等
事業実施主体：民間団体等

- (3) TMRセンター等における食品残さの飼料利用拡大や食品産業と畜産農家とのマッチング、食品残さの飼料化の実証等の取組に対し支援します。

エコフィード緊急増産対策 67 (100) 百万円
補助率：定額、1/2
事業実施主体：民間団体

- (4) 飼料用米の円滑な生産拡大及び畜産物の安全確保を図るため、粳米等作物中への農薬残留試験及びこれらを給与した畜産物中の残留試験の取組を支援します。

飼料用米農薬安全確保対策 132 (261) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

2. 農業農村整備事業のうち生産局関係

大型機械化体系に対応した効率的な飼料基盤の整備による畜産担い手の育成を支援。

戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業等
32, 555 (33, 041) 百万円の内数
補助率：50%等
事業実施主体：都道府県、事業指定法人

※ 上記事業以外の飼料対策

○ 農業者戸別所得補償制度のうち水田活用の所得補償交付金（飼料関連部分） （穀物課計上）

水田で飼料作物等の戦略作物を生産する農業者に対して、主食用米並みの所得を確保し得る水準の交付金を面積払で直接交付します。

(1) 戦略作物助成

水田で飼料作物等を生産する農業者に、作付面積に応じて交付します。

- ・ 飼料作物 交付単価：35, 000円/10a
- ・ 飼料用米、稲発酵粗飼料用稲（WCS用稲） 交付単価：80, 000円/10a

(2) 二毛作助成

主食用米と戦略作物、又は戦略作物同士の組み合わせによる二毛作を行う農業者に、二毛作の戦略作物の作付面積に応じて交付します。

交付単価：15, 000円/10a

(3) 耕畜連携助成

耕畜連携の取組（①飼料用米のわら利用、②水田放牧、③資源循環）を行った農業者に、取組面積に応じて交付します。

交付単価：13,000円/10a

〔農業者戸別所得補償制度のうち水田活用の所得補償交付金
228,431(228,431)百万円の内数
補助率：定額
交付先：農業者、集落営農〕

○ 産地活性化総合対策事業のうち自給率向上に向けた飼料生産拡大の取組に対する支援（組替拡充）

(総務課生産推進室計上)

国産粗飼料の広域流通体制やTMRセンターの整備、飼料生産組織の経営の高度化、放牧の拡大等による飼料生産流通拠点の形成等を支援するとともに、これらの取組に必要な共同利用施設の整備及び農業機械等のリース導入を支援します。

〔産地活性化総合対策事業のうち
自給率向上重点支援事業（飼料生産拠点育成型）
5,288(12,331)百万円の内数
補助率：1/2, 1/3以内
事業実施主体：協議会、民間団体等〕

○ 強い農業づくり交付金

(総務課生産推進室計上)

地方の高い自主性と裁量に基づく飼料増産に向けて、簡易作付条件整備等の飼料基盤整備、放牧関連施設や飼料調製・流通・保管施設の整備等の取組を支援します。

〔強い農業づくり交付金
2,093(3,127)百万円
地域自主戦略交付金への拠出額
【3,697百万円】
交付率：都道府県への交付率は定額
(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体等〕

○ 産地再生関連施設緊急整備事業

(総務課生産推進室計上)

急激な円高による輸入急増や輸出減少、異常気象による収量、品質の低下等を招いている農産物について、産地の体質強化を図るために必要となる共同利用施設等（自給飼料保管調製施設等）の整備を支援します。

〔産地再生関連施設緊急整備事業 9,500(0)百万円
補助率：事業費の1/2以内等
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者団体等〕

2 飼料増産総合対策事業 (1) 国産粗飼料増産対策

【911(1, 214)百万円】

対策のポイント

国産飼料の一層の生産と利用の着実な拡大による飼料自給率向上を進め、資源循環型で飼料基盤に立脚した力強い畜産経営を確立します。

<背景/課題>

(飼料生産受託組織等の育成)

- ・国産粗飼料の生産拡大を図るためには、飼料生産受託組織（コントラクター）等の飼料生産組織による飼料生産の外部化を進め、畜産農家の労働負担の軽減及び飼料生産作業の効率化・低コスト化を促進することが重要です。
- ・コントラクターは、地域の畜産経営に欠かせない存在となっており、引き続き全国的にコントラクターを育成して行くことが必要となっています。

(稲発酵粗飼料の生産)

- ・稲発酵粗飼料（稲WCS）は、稲の穂と茎葉を同時に刈り取ってサイレージ化（発酵）した粗飼料で、平成23年度の作付面積は23,086haとなっており、平成20年度から13,853ha(+150%)拡大しています。
- ・一方、急速な生産拡大の中で適切な栽培や収穫・調製による品質改善が課題となっていることから、より高品質・高収量な稲WCSの生産・利用を推進することが重要です。

政策目標

飼料自給率の向上

26%（平成20年度） → 38%（平成32年度）

<主な内容>

1. 事業内容

(1) 飼料生産組織育成

コントラクター等の育成を図るため、新たに作業受託を始めるコントラクター等に対し、作業受託開始当初3年間に限り、受託面積に応じた支援を直接支払いにより行います。

【補助率：定額】

(2) ハイグレード稲発酵粗飼料利活用推進

飼料作物の中で取組が浅く、現場段階での品質・収量に差が見られる稲発酵粗飼料について、ハイグレード稲発酵粗飼料コーディネーターの指導の下で高品質・高収量な稲発酵粗飼料の生産・利用を図る継続的な取組に対し、飼料の生産面積に応じた支援を行います。

【補助率：定額（1万円／10a以内）】

[お問い合わせ先：生産局畜産部畜産振興課（03-6744-2399（直））]

(2) 草地生産性向上対策

【600(760)百万円】

対策のポイント

生産性の低下した草地の高位生産草地等への転換や、優良飼料作物種子の活用を進めるための品種特性調査及び飼料作物種子・飼料用稲専用品種種子の調整保管を支援します。

<背景/課題>

(飼料自給率の向上)

新たな食料・農業・農村基本計画においては、32年度の食料自給率を50%に向上させる目標を設定しており、この中で飼料作物については、単収の増加や作付面積の拡大により、粗飼料自給率を100%、飼料自給率を38%に向上することとしています。

飼料作物の生産拡大のためには、草地における大幅な収量増を図るための草地改良の推進や、その効果を最大限引き出すための優良飼料作物種子の活用及び種子の安定供給の推進が課題となっています。

政策目標

飼料自給率の向上

26% (平成20年度) → 38% (平成32年度)

<主な内容>

1. 事業内容

(1) 高位生産草地等への転換

地域に適合した牧草等の優良品種の導入や、土壌分析に基づく草地の改良の取組を支援します。

【補助率：1/3以内 等】

(2) 優良飼料作物種子の普及・飼料生産技術向上

優良飼料作物種子の普及を進めるための品種特性調査、飼料生産・放牧に関する技術の向上に向けた取組を支援します。

【補助率：定額】

(3) 飼料作物種子の調整保管

飼料作物種子及び飼料用稲専用品種種子について安定供給を図るための調整保管を支援します。

【補助率：定額】

2. 事業実施主体

農業者団体 ((1) の事業)

民間団体等 ((2) 及び (3) の事業)

[お問い合わせ先：生産局畜産部畜産振興課 (03-6744-2399 (直))]

(3) エコフィード（食品残さの飼料化）の生産拡大と利用の促進

【エコフィード緊急増産対策事業

67（100）百万円】

事業のポイント

TMRセンター等における食品残さの利用拡大の推進、食品関連事業者と畜産農家等とのマッチングのための情報整備、地域の未利用資源の飼料化のための実証試験等を支援します。

<背景／課題>

エコフィードを生産・利用するためには、食品関連事業者、飼料化業者、畜産農家等の関係者が地域的又は広域的な連携を図るとともに、量的・質的に安定したエコフィードの生産・供給体制を構築する必要があります。

(エコフィードとは)

エコフィードとは、食品残さ等を利用して製造された飼料です。エコフィードの利用は、食品リサイクルによる資源の有効利用のみならず、飼料自給率の向上等を図る上で重要な取組です。

政策目標

飼料自給率の向上（26%（平成20年度）→38%（平成32年度））

<内容>

1 事業内容

(1) 地域未利用資源の利用拡大

畜産農家等が共同で使用するTMRセンター及び食品残さ飼料化業者等が地域で発生する食品残さ（食品製造残さ、農場残さ等）の収集・利用の拡大や飼料作物（牧草等）の生産により混合飼料を製造する取組に対し支援します。

【補助率：定額、1／2】

(2) マッチング・システムの構築

地域において、食品産業（排出側）及び畜産業（利用側）等が、お互いの情報をマッチングするためのシステムの構築を支援します。

【補助率：定額】

(3) 地域未利用資源飼料化確立の支援

マッチングシステムの情報等を活用し、食品残さの飼料化を実現するために必要な実証試験等を支援します。

【補助率：定額】

2 事業実施主体

民間団体

[担当課：生産局畜産部畜産振興課（03-3591-6745（直））]

(4) 飼料用米農薬安全確保対策

【132(261)百万円】

対策のポイント

飼料用米を” 粳（もみ）” のまま給与する効率的な方法を推進するため、適正な農薬使用を可能とする基準づくりのための試験実施を支援します。

<背景/課題>

(飼料用米の生産)

飼料用米については、食料自給力・自給率向上のための戦略作物として、生産拡大を推進していますが、その効率的な利用のため、鶏を中心に粳米のまま給与する方法が期待されております。

一方で、粳米を飼料用として給与することについては、農薬の残留についての知見がないため、現在は食の安全・安心に万全を期す観点から、稲の出穂期以降の農薬散布は控える措置が指導されております。

このような中で、粳米利用を安心して拡大するため、粳米及び粳米を給与した畜産物中の農薬の残留についての試験を行い、病虫害防除に必要な農薬の適正使用を可能とし、飼料用米の円滑な生産拡大及び畜産物の安全確保を図ります。

政策目標

飼料自給率の向上

26% (平成20年度) → 38% (平成32年度)

<主な内容>

1. 事業内容

(1) 作物残留試験

稲の病虫害防除のために使用されている農薬について使用基準に基づく使用をした場合の飼料用米（粳米）の農薬残留試験を実施します。

【補助率：定額】

(2) 畜産物の残留試験

使用基準に基づいて農薬を使用した場合について粳米利用の畜産物の農薬残留を評価するための試験を実施します。

【補助率：定額】

2. 事業実施主体

民間団体

[お問い合わせ先：生産局畜産部畜産振興課（03-6744-2399（直））]

II 飼料穀物の備蓄

【飼料穀物備蓄対策事業 1, 372(1, 372)百万円】

対策のポイント

飼料穀物の供給途絶に対応するため、配合飼料の主原料である飼料穀物を一定量備蓄します。

<背景/課題>

- ・ 我が国畜産経営の大宗が利用している配合飼料は、輸入依存度の大きい飼料穀物を主原料としています。
- ・ このため、不測の事態における海外からの飼料原料の供給途絶や国内の配合飼料工場の被災に伴う配合飼料の急激な供給ひっ迫に備え、その主原料であるとうもろこし・こうりゃんを20万トン備蓄します。
 - ① 飼料穀物の輸入依存度・・・とうもろこし(100%)、こうりゃん(100%)
 - ② 配合飼料の原料割合(H22年度)・・・とうもろこし(47%)、こうりゃん(6%)
- ・ 食と農林漁業の再生推進本部で決定された「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」においては、「災害発生時に畜産農家に飼料を安定的に供給できるよう、(中略)、飼料用穀物の適正な備蓄水準を確保する」とされています。

(これまでの不測の事態における放出(貸付)事例)

- ・ 平成10年6月～
降雨量減少の影響で、米国から日本へ輸送される飼料穀物の大宗が通過するパナマ運河で長期間低水位状態が続き、運送事情が悪化したため、備蓄穀物を放出(貸付)。
- ・ 平成17年9月～
米国における飼料穀物の主要輸出港であるニューオーリンズをハリケーン「カトリーナ」が襲来し、飼料穀物の積み出しが一時的に途絶したことから、飼料穀物の需給のひっ迫が懸念されたため、備蓄穀物を放出(貸付)。
- ・ 平成23年3月～
東日本大震災により、東北地方の配合飼料工場が壊滅的な被害を受け、飼料供給が極めてひっ迫したことから、他地域の飼料工場での配合飼料の増産と東北地方への円滑な供給を支援するため、備蓄穀物を放出(貸付)。

政策目標

不測の事態にあっても、備蓄穀物を機動的に放出することにより、畜産農家に安定的に配合飼料を供給

<内容>

飼料穀物(とうもろこし・こうりゃん)20万トンを配合飼料メーカーに保管委託します。このとき、地域ごとの配合飼料の生産量などを踏まえ、全国の港湾地域に備蓄を配置します。(※加えて、(社)配合飼料供給安定機構による自主的な飼料穀物の保管(15万トン程度)により、国として35万トンを確認し、官民合計80万トンの適正備蓄水準を確保することで、不測の事態に備えます。)

補助率：定額
事業実施主体：社団法人配合飼料供給安定機構
備蓄受託者(配合飼料メーカー)

[お問い合わせ先：生産局畜産部畜産振興課 (03-3591-6745(直))]

Ⅲ 多様な畜産・酪農の推進

【多様な畜産・酪農推進事業 624（915）百万円】

事業のポイント

多様な畜産・酪農経営の実現と消費者ニーズに対応した畜産物を安定的に供給するため、種畜の能力検定等による家畜改良増殖や特色ある家畜の活用、口蹄疫被害地域及び震災被害地域等への優良家畜導入の推進、和牛遺伝資源の保護・活用、電子標識耳標を活用した家畜個体識別システムの実用化等を推進します。

(家畜改良増殖とは)

- ・ 家畜の改良増殖は、畜産物の安定供給と経営の健全な発展を図っていく上で極めて重要であるとともに、畜産物の生産コストの低減や品質向上を通じて、食料自給率の向上にも貢献。
- ・ 家畜の能力を向上させるためには、家畜の資質、能力等を正確に把握・分析し、多数の個体の中から優れた個体のみを選抜し、その選抜された家畜を利用し増殖することが不可欠。
- ・ このため、家畜改良増殖法に基づき「家畜改良増殖目標」を策定し、計画的な改良増殖を推進。

政策目標

家畜改良増殖目標（平成32年度）の達成

<主な内容>

1. 家畜改良増殖の推進

種畜の遺伝的能力を高い精度で評価するために必要なデータ（泌乳、枝肉、血統等）を全国的・効率的に収集する体制整備や、DNA解析情報を活用した評価手法の開発を行うとともに、特色ある優良遺伝資源を効率的に活用するため、ブラウンスイス種等の多様な品種の受精卵導入等を支援します。

また、口蹄疫被害地域及び震災被害地域等における早期の経営安定化・生産の効率化を図るため、優良家畜の導入を推進します。

家畜改良対策推進 490（666）百万円
補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：民間団体、大学、生産者集団、独法等

2. 家畜個体識別システム利活用の促進

家畜個体識別システムと電子標識を組み合わせることで活用することによる、畜産農家での導入効果を定量的に把握するとともに、飼養管理等の効率化や消費者等への情報提供等に資する高度な家畜個体識別システムの実用化を推進します。

家畜個体識別システム利活用促進 61（87）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体、独法等

多様な畜産・酪農推進事業

(1) 家畜改良対策推進

【490(666)百万円】

事業のポイント

種畜の遺伝的能力を高い精度で評価するための体制整備やDNA解析情報を活用した評価手法の開発を行うとともに、多種多様な畜種・品種の増殖を図ることにより、特色ある畜産物の生産を行い、多様な畜産・酪農経営の実現を推進します。さらに、口蹄疫被害地域及び震災被害地域等における早期の経営安定化・生産の効率化を図るため、優良家畜導入の推進を図ります。

(遺伝的能力評価とは)

畜産物の生産効率に影響する要因は、生産環境に関わる飼養管理と家畜の持って生まれた遺伝的能力の2つに大別されます。この遺伝的能力は、母側からの卵子と父側からの精子が持っている遺伝子により決定されます。遺伝的能力評価は、個体の遺伝的な部分を評価するものであり、この結果を基礎として後代を残す個体を選抜することになるため、可能な限り正確な評価を行う必要があります。

政策目標

家畜改良増殖目標（平成32年度）の達成

<主な内容>

1. 事業内容

(1) 多様な育種素材の評価と活用

① 遺伝的能力評価の推進

遺伝的能力評価データの精度を向上させるため、乳用牛においては乳器等の体型や飼料給与等に係るデータ収集、肉用牛においては枝肉等に係るデータ収集、豚においては血縁構築のための種豚を導入すること等により、効率的な家畜改良を推進します。

【補助率：定額、1/2以内】

② 特色ある優良遺伝資源の活用

特色ある優良遺伝資源を効率的に活用するため、ブラウンスイス種等の多様な品種の受精卵導入や、山羊やめん羊等の家畜導入を支援します。

【補助率：1/2以内】

(2) 新しい評価手法の確立

遺伝的能力評価値にDNA解析情報を加味した新たな評価手法の開発や、和牛の早熟性等に係る評価手法の確立、人工授精データを活用した生産性向上のためのデータ分析等を推進します。

【補助率：定額】

(3) 口蹄疫被害地域及び震災被害地域等への優良家畜導入

口蹄疫被害地域及び震災被害地域等における早期の経営安定化・生産の効率化を図るため、優良家畜の導入を推進します。

【補助率：定額】

2 事業実施主体

民間団体、大学、生産者集団、独法等

[お問い合わせ先：生産局畜産部畜産振興課（03-6744-2587（直））]

多様な畜産・酪農推進事業

(2) 家畜個体識別システム利活用促進

【61(87)百万円】

事業のポイント

家畜個体識別システムと電子標識を組み合わせ、牛の飼養管理の効率化等を図るとともに、消費者等への情報提供に資する高度な家畜個体識別システムの実用化を推進します。

(家畜個体識別システムとは)

- ・ 我が国では、国内で飼養するすべての牛に個体識別番号を印字した耳標を装着し、個体別に出生、異動等を管理する家畜個体識別システムが構築され、家畜の疾病等の問題が生じた際や各種事業等の適正な執行に利用されており、消費者等に対してもインターネットを通じ公開され、国産牛肉に対する消費者の信頼性確保に大きく貢献しています。
- ・ 一方、海外では、オーストラリアやカナダ等において、個体識別に電子標識が利用されており、我が国においても推進すべき電子標識の規格の統一を図っているところです。

政策目標

電子標識の導入による飼養管理等の効率化により、
酪農：116千円、肥育：397千円のコスト（手間）削減

※酪農50頭規模、肥育200頭規模を想定

<主な内容>

1. 家畜個体識別システム利活用の促進

(1) 電子標識の利用にかかる検討及び検討を踏まえたシステムの拡充

有識者等からなる検討会を開催し、電子標識の高度利用にかかる検討を実施するとともに、検討内容を踏まえ畜産農家等で電子標識が利用可能となるようシステムを拡充します。

【補助率：定額】

(2) 電子標識による飼養管理の効率化等の実証

畜産農家等へ電子標識を導入し、飼養管理の効率化等を実証するとともにその効果を定量的に把握します。

【補助率：定額】

2. 事業実施主体

民間団体、独法等

[お問い合わせ先：生産局畜産部畜産振興課（03-6744-2276（直））]

IV 東日本大震災からの復旧・復興対策

1 東日本大震災農業生産対策交付金（総務課生産推進室計上）

（1）被災地における生産力の回復

津波等の影響で生産力が低下した草地において、その生産性の回復に向けた機械・施設・草地の復旧等を強化する以下の取組に支援します。

- ・ 飼料播種機、収穫機などの機械のリース導入やバンカーサイロ、飼料保管庫、TMRセンターなど施設の復旧
- ・ 放牧地や牧柵などの放牧関連施設の修理、再整備
- ・ 草地の生産性回復に向けた土づくり等の取組

（2）被災地における信頼の回復（草地における放射性物質の吸収抑制対策）

草地における原発事故後による放射性物質の汚染に対応するため、牧草の品種・品目転換や反転耕・深耕など放射性物質の吸収抑制対策の取組に支援します。

東日本大震災農業生産対策交付金

2, 899百万円の内数

補助率：都道府県への交付率は定額

（事業実施主体へは1/2以内等）

事業実施主体：農業者の組織する団体等

2 多様な畜産・酪農推進事業のうち震災被害地域等への優良家畜導入（再掲）

口蹄疫被害地域及び震災被害地域等における早期の経営安定化・生産の効率化を図るため、優良家畜の導入を推進します。

多様な畜産・酪農推進事業のうち家畜改良対策推進

490（666）百万円の内数

補助率：定額

事業実施主体：農業者の組織する団体等

酪農経営安定対策事業

【所要額 31,161(30,960)百万円】

対策のポイント

加工原料乳及びチーズ向け生乳を対象に助成金を交付するとともに、取引価格が低落した場合の補填等を行います。

<背景/課題>

- ・加工原料乳生産地域における生乳の再生産の確保と全国の酪農経営の安定を図るため、加工原料乳生産者補給金を交付することとしているが、乳価の低いチーズ向け生乳の仕向量の増加に対応するための支援が必要です。
- ・併せて、自由化品目であるチーズは国際競争に晒されており、国際市況の乱高下に対するセーフティネットとして、加工原料乳とは別にチーズ向け生乳に対しても、取引価格が低下した場合の経営への影響を緩和するための補填を措置することが必要です。

政策目標

生乳の生産量：795万t（平成20年度）→800万t（平成32年度）

<主な内容>

酪農経営安定対策事業

1. 加工原料乳を対象とする生産者補給金の交付

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づき、加工原料乳地域の生乳の再生産の確保と全国の酪農経営の安定を図るため、加工原料乳向けの生乳に対して補給金を交付します。

加工原料乳生産者補給金[所要額] 22,353(22,135)百万円
補助率：定額
事業実施主体：独立行政法人農畜産業振興機構

2. チーズ向け生乳を対象とする助成金等の交付

チーズ向け生乳を対象に、チーズ生産と酪農経営の安定が図られるよう助成金を交付します。また、生乳需給が短期間で変動する状況の中で、国産乳製品の安定供給に対するユーザーの強い要望にも応えるため、指定生乳生産者団体自らが乳製品を製造する取組を支援します。

チーズ向け生乳供給安定対策事業 8,767(8,768)百万円
補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：指定生乳生産者団体

3. 加工原料乳の価格が低落した場合の補填への助成

加工原料乳価格及びチーズ向け生乳価格が各々の基準価格を下回った場合に、生産者に補填金（低落分の8割）を交付するための積立金（80億円）の一部を助成します。

加工原料乳等生産者経営安定対策事業[基金規模]	6,000	(6,000)	百万円
[推進事務費]	13	(17)	百万円
補助率	: 定額、3/4以内、1/2以内		
事業実施主体	: 指定生乳生産者団体、独立行政法人農畜産業振興機構		

4. 新たな生乳需給安定化手法の開発

生乳需給の安定を図るため、中長期的な予測モデルを作成する活動を支援します。

新たな生乳需給安定化手法の開発	12	(18)	百万円
補助率	: 1/2以内		
事業実施主体	: 民間団体		

5. 乳製品国際規格策定活動のための支援

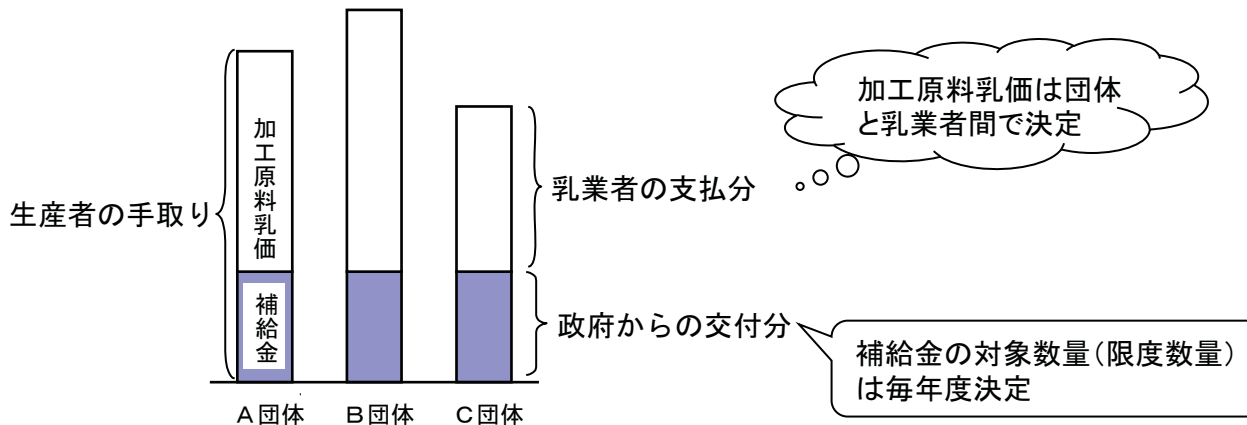
生乳需給の安定を図るため、国際乳製品規格に我が国の意見を反映させるための活動を支援します。

乳製品国際規格策定活動支援	16	(23)	百万円
補助率	: 定額、1/2以内		
事業実施主体	: (財)日本乳業技術協会		

[お問い合わせ先：生産局畜産部牛乳乳製品課（03-3502-5987（直））]

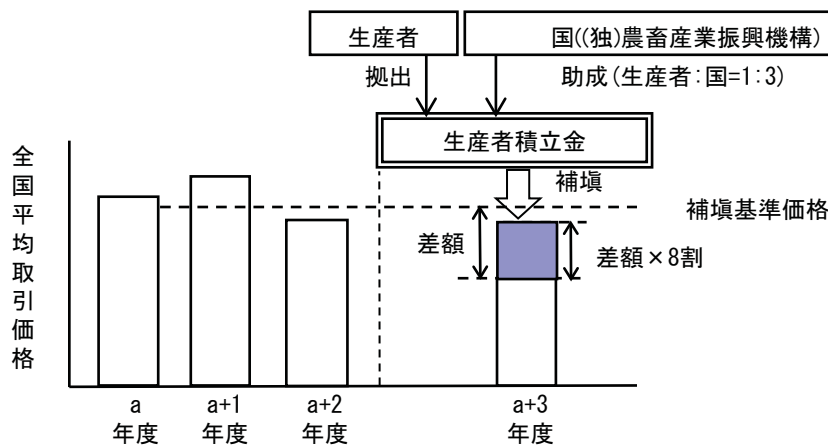
加工原料乳生産者補給金制度

加工原料乳地域(北海道)の生乳の再生産の確保等を図ることを目的に、加工原料乳の生産者に補給金を交付。



加工原料乳等生産者経営安定対策

加工原料乳価格及びチーズ向け生乳価格が下落した場合の経営への影響緩和を目的に、生産者と国が拠出して造成した積立金から補填。

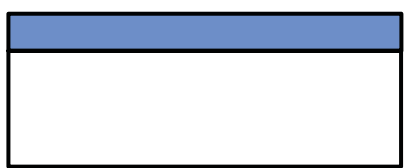


チーズ向け生乳供給安定対策事業

チーズ向け生乳供給安定対策

中長期的な需要創出の観点から、チーズ向け生乳供給量に応じ一律の助成金を交付

助成金
(14.6円/kg)



チーズ向け供給量(最大60万ト)

※ チーズ対策に全量(60万ト)使うことも可能

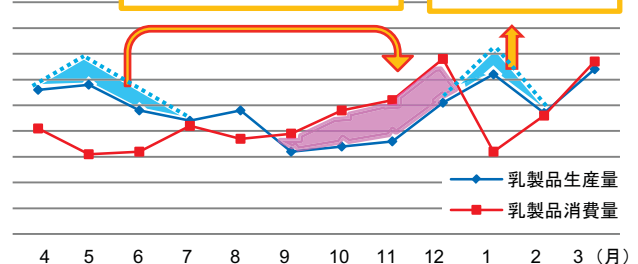
生産者需給調整機能強化対策

年度内の短期の需給の安定と国産乳製品の安定供給に対するユーザーの強い要望にも応えるため、生産者団体自らが乳製品を製造し適時に放出する取組や、不需要期の乳製品需要を創出する取組を支援

製造費の1/2を補助 (最大6万ト)

対策により
需要期に向けて製造・供給

対策により
需要創出が可能



学校給食用牛乳等供給推進事業

【864(960)百万円】

対策のポイント

安全で品質の高い国産牛乳を学校給食用に安定的かつ効率的に供給すること等により、学乳の供給量の維持・拡大を図ります。

<背景／課題>

- ・条件不利地域への学校給食用牛乳の供給を支援することにより安定的な生乳需要を確保するとともに、高付加価値な牛乳の供給を支援することにより学校給食用牛乳における生乳の利用拡大を図ることが必要です。
- ・また、少子化の進行に伴い、児童生徒数の減少が見込まれることから、学校給食以外の牛乳の利用拡大を図り、牛乳・乳製品の需要を拡大することが必要です。

政策目標

学校給食で約40万klの牛乳の需要量を確保

<主な内容>

1. 学校給食用牛乳安定需要確保対策事業

条件不利地域への円滑な供給等による安定的需要の確保のため、学乳供給に対する支援を行います。

2. 飲用拡大推進事業

学校給食における飲用牛乳に加えたヨーグルト等の提供、保育所等での新規飲用実施を支援します。

3. 高付加価値牛乳地域利用推進事業

自県産生乳を用いた低温殺菌牛乳の学校給食での供給を支援します。

学校給食用牛乳等供給推進事業 864(960)百万円
補助率：定額
事業実施主体：乳業者、生産者等が構成する組織

[お問い合わせ先：生産局畜産部牛乳乳製品課(03-3502-5987(直))]

鶏卵生産者経営安定対策事業

【5, 189 (5, 189) 百万円】

対策のポイント

鶏卵価格が低落した場合に価格差補填を行うとともに、更に低落した場合、成鶏の更新に当たって長期の空舎期間を設けて需給改善を図る取組を支援し、採卵養鶏経営と鶏卵価格の安定を図ります。

<背景／課題>

鶏卵の需給・価格は季節的に変動することに加え、供給過剰を起こし易い生産の実態にあります。このため需給・価格の変動に応じ、鶏卵の価格差補填や需給改善を推進する取組を支援し、鶏卵生産者の経営と鶏卵価格の安定を図る必要があります。

政策目標

食料・農業・農村基本計画における生産数量目標の達成

245万t (32年度)

<主な内容>

1. 鶏卵価格差補填事業

鶏卵の標準取引価格（月毎）が補填基準価格を下回った場合、その差額（補填基準価格と安定基準価格の差額を上限とする。）の9割を補填します。

2. 成鶏更新・空舎延長事業

鶏卵の標準取引価格（日毎）が通常の子節変動を超えて大幅に下回った場合には、成鶏の更新に当たって長期の空舎期間を設ける取組に対し、奨励金を交付します。

- ・鶏舎収容可能羽数10万羽以上の生産者は成鶏1羽当たり150円以内
- ・鶏舎収容可能羽数10万羽未満の生産者は成鶏1羽当たり200円以内

補助率：定額、1/4以内
事業実施主体：民間団体

[お問い合わせ先：生産局畜産部食肉鶏卵課(03-3502-5990(直))]

鶏卵生産者経営安定対策について

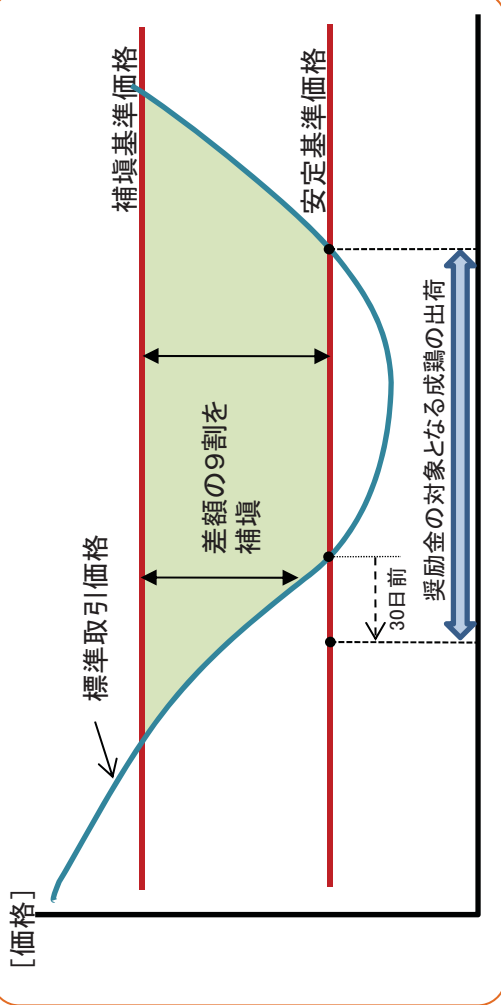
鶏卵価格が低落した場合に価格差補填を行うとともに、更に低落した場合、成鶏の更新に当たって長期の空舎期間を設け、需給改善を推進することにより、鶏卵生産者の経営と鶏卵価格の安定を図る。

【24年度概算決定額：52億円】

1. 鶏卵価格差補填事業

鶏卵の標準取引価格（月毎）が補填基準価格を下回った場合、その差額（補填基準価格と安定基準価格の差額を上限とする。）の9割を補填する。

〔生産者積立金から3/4を交付し、国から1/4を補助。〕

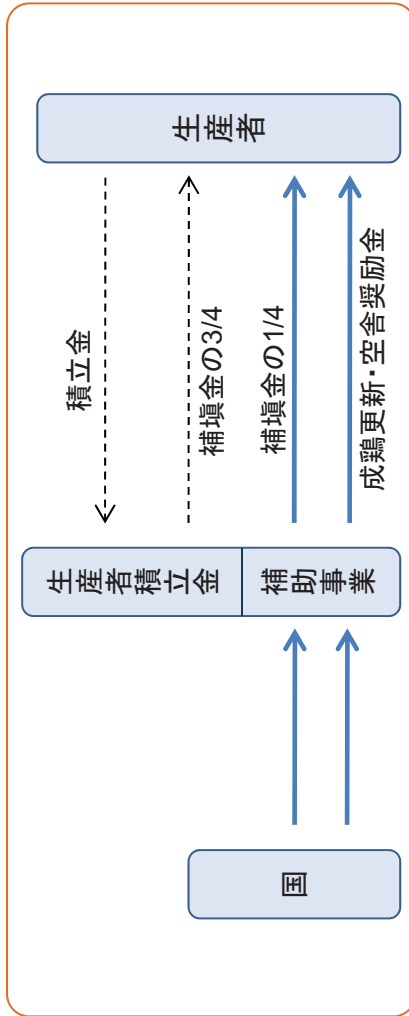


2. 成鶏更新・空舎延長事業

鶏卵の標準取引価格（日毎）が安定基準価格を下回った日の30日前から、安定基準価格以上となる日の前日までに、更新のために成鶏を出荷し、その後60日以上空舎期間を設けた場合に奨励金を交付する。

○奨励金単価

大規模生産者(10万羽以上) 150円/羽以内
 中小規模生産者(10万羽未満) 200円/羽以内



食肉等の流通合理化に向けた取組への支援

【産地活性化総合対策事業のうち産地収益力向上支援事業（食肉等流通合理化地区）

5, 288（12, 331）百万円の内数】

【強い農業づくり交付金 2, 093（3, 127）百万円の内数】

【産地再生関連施設緊急整備事業 9, 500（0）百万円の内数】

対策のポイント

畜産物の産地における収益力向上や体質強化、国産食肉の安定供給を図るため、家畜及び食肉等の流通の合理化・効率化に向けた流通処理施設の再編等の取組を支援します。

<背景／課題>

- ・農業従事者の高齢化等に伴い家畜の生産構造が変化し、かつ、少子高齢化の進展や国民の健康志向の高まり等を背景として食肉等の消費構造が変化する中で、消費者・実需者ニーズを踏まえた、国産食肉等を安定的に供給する体制の構築が課題となっています。
- ・このため、家畜及び食肉等の流通・処理システムの効率化によるコストの低減、衛生的で高度な処理体制の構築を図るため、食肉等流通処理施設（産地食肉センター、食鳥・鶏卵処理施設、家畜市場）の再編等を行うことにより、畜産物の産地における収益力の向上や体質強化を推進する必要があります。

政策目標

食肉等の流通コストの低減による産地の収益力向上を通じた生産数量目標の達成

牛肉： 52万トン

豚肉： 126万トン

鶏肉： 138万トン

鶏卵： 245万トン（平成32年度）

<主な内容>

1. 食肉等の流通合理化のための施設再編統合への支援

畜産物の産地における収益力を向上させるため、産地内外の関係者によって作成した計画等に基づき、産地の販売企画力、食肉等処理加工技術力、人材育成力の強化を図る取組に加え、この計画の実施に必要な食肉等流通処理施設の再編統合を支援します。

産地活性化総合対策事業のうち産地収益力向上支援事業
 (食肉等流通合理化地区) 5, 288 (12, 331) 百万円の内数
 補助率：事業費の1/2、1/3、1/10以内
 事業実施主体：市町村、農業者団体等

2. 地方の自主性・裁量性を高めた交付金

安全で高品質な国産食肉等の供給体制を構築するため、衛生管理の向上や製品の高付加価値化、輸出への対応等に必要な食肉等流通処理施設の整備を支援します。

強い農業づくり交付金 2, 093 (3, 127) 百万円の内数
 交付率：都道府県への交付率は定額 (事業実施主体へは事業費の1/2、1/3以内)
 事業実施主体：都道府県、市町村、農業者団体等

(平成23年度に実施していた本交付金メニューのうち、地域の主体的な判断に委ねることが適切と考えられる食肉等流通処理施設の再編整備については、地域自主戦略交付金に移行。)

3. 輸出入の急激な変動等に対応する取組への支援

円高の進行により、輸入が急増又は輸出が減少している畜産物等について、産地の体質強化を図るために必要となる食肉等流通処理施設の整備に対する助成を行うことにより、産地の農業生産の低コスト化、高品質化、高付加価値化による安定生産等に向けた取組を支援します。

産地再生関連施設緊急整備事業 9, 500 (0) 百万円の内数
 補助率：事業費の1/2以内等
 事業実施主体：都道府県、市町村、農業者団体等

[お問い合わせ先：生産局畜産部食肉鶏卵課 (03-6744-2130(直))]